

【投信調査室コラム】

日本版ISAの道 その58

NISA非課税枠が年200万～300万円となって
本家・英国ISAに歩調を合わせる!?
～マル優等個人向け非課税制度史～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

NISAの非課税枠が 200 万～300 万円程度へ拡大?

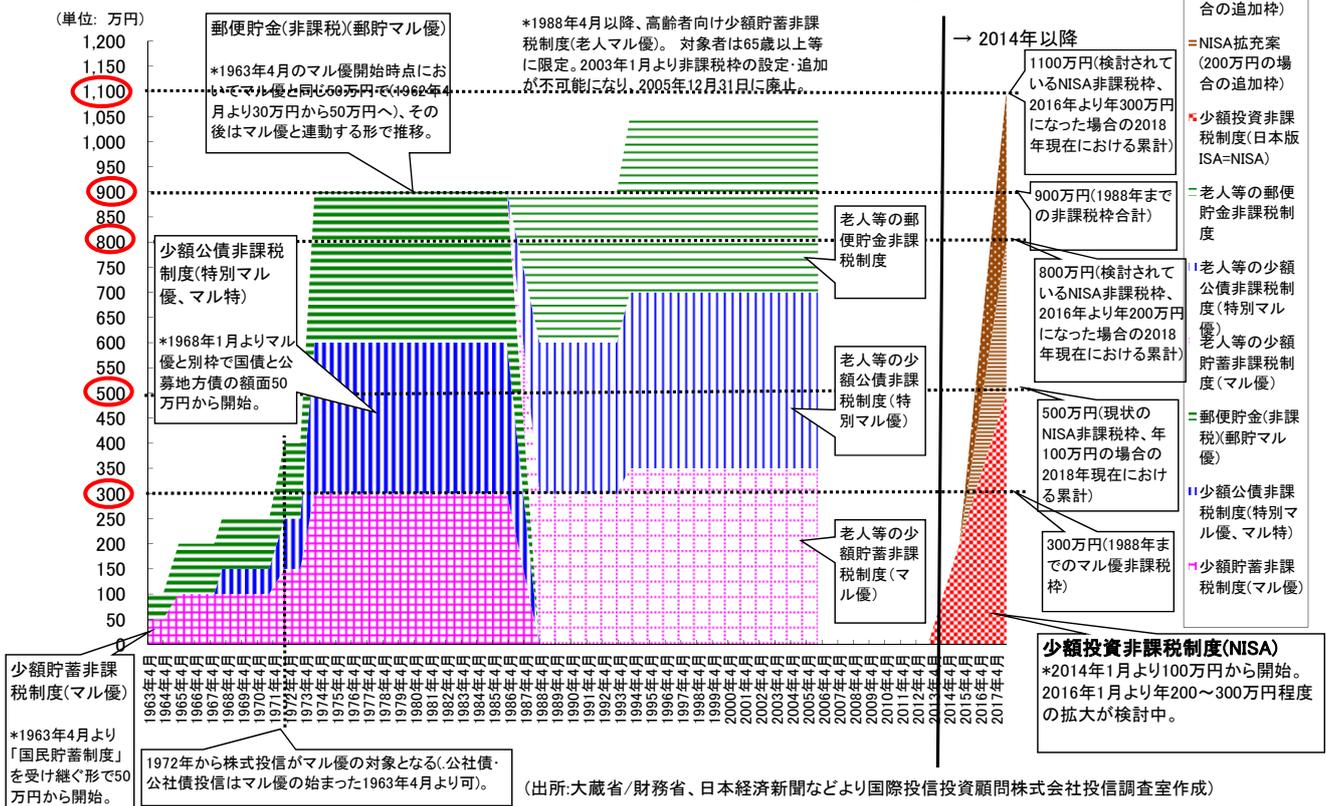
2014年5月31日付日本経済新聞朝刊は政府がNISAの拡充を検討中として「年100万円の非課税枠を200万～300万円程度に広げる案が出ている。」と報じた(URLは後述[参考ホームページ])。専門家からは「非課税枠は、年200万～300万円では物足りない。…(略)…。株式相場を一段と押し上げる効果を狙うのであれば、少なくとも1000万円以上まで非課税枠を拡大させる必要がありそうだ。」(2014年6月2日付QUICK)などと言う意見もある。

マル優等、個人向け非課税制度の歴史を振り返る

検討されている非課税枠の200万～300万円と言う水準とは、過去の非課税投資枠の歴史からしてどうなのだろう?そこで、個人向け非課税制度の歴史を振り返る。代表的な「マル優」は1963年の導入当初50万円だった。2年後の1965年4月に倍の100万円に引き上げられ、1972年に当初の3倍の150万円(*対象に株式投信が追加)、1973年に300万円まで引上げられた(*マル優…少額貯蓄非課税制度のことで1963年より導入、年齢制限はなく誰でも口座を開設できたが、1988年に原則廃止)。

日本の個人向け非課税制度(上限)の歴史(1963年4月末～2018年1月末、2016年以降は検討中の内容。)

*国民皆制度(年齢制限付きも含む)のもので高齢者・障害者・母子家庭向け及びマル財(財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄を除く)非課税制度。



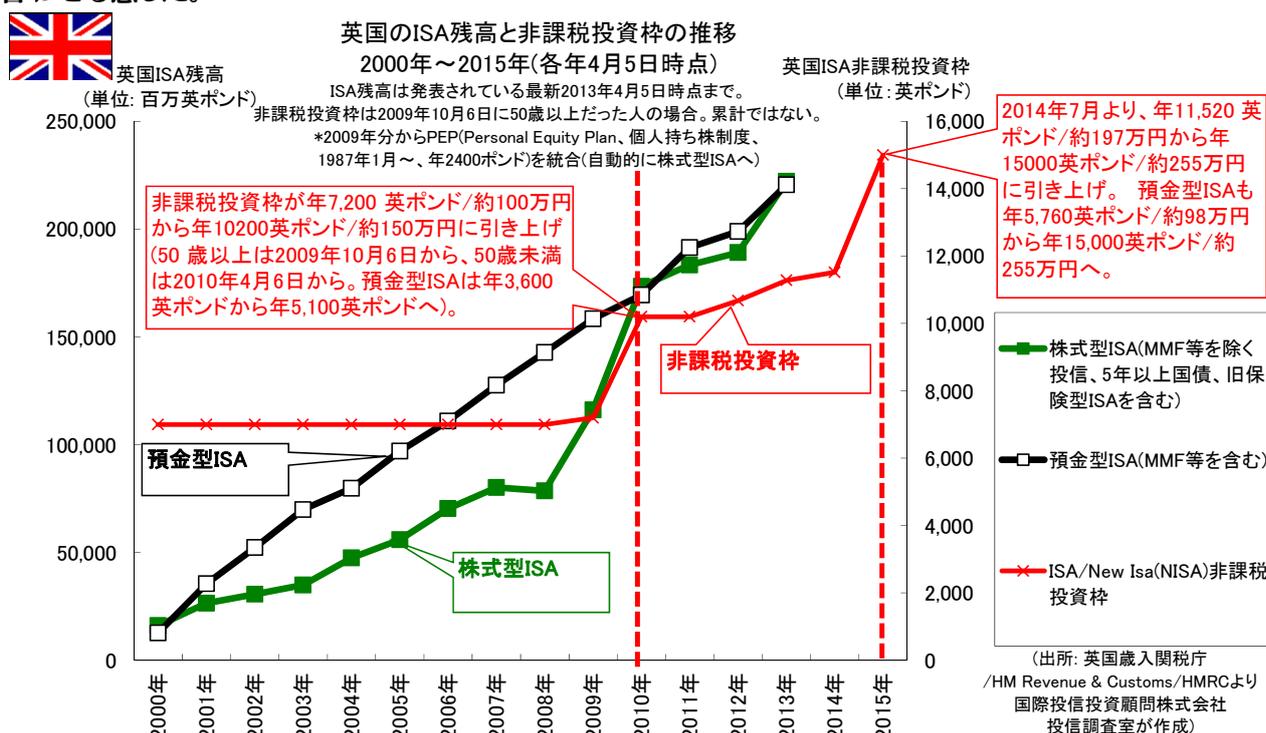
一方、郵便貯金も、この「マル優」とともに非課税投資枠を拡大させ、「マル優」開始 1963 年時点で「マル優」と同額の 50 万円、その後は「マル優」と連動する形で引き上げられた。この他、「マル優」導入から 5 年後の 1968 年には、国債と公募地方債を対象にした「国債別枠非課税制度(特別マル優)」が導入されたが、この「特別マル優」も「マル優」同様、50 万円で始まり、2 年後に 100 万円に引き上げられ、1973 年以降は「マル優」と同額 300 万円となった。これら「マル優」等の非課税投資枠を合わせれば、導入当初 100 万円、2 年後に倍増 200 万円となり、その後も段階的に引き上げられ 10 年後の 1973 年 12 月より 900 万円(300 万円×3)にもなった。

マル優非課税枠が 150 万円だった時代、5 年 10 カ月後にマル優の株投が 1 兆円超え!

先の「非課税枠は、年 200 万～300 万円では物足りない。…(略)…。株式相場を一段と押し上げる効果を狙うのであれば、少なくとも 1000 万円以上まで非課税枠を拡大させる必要があるようだ。」は一見、かなり大胆な意見に思われるが、この意見の「1000 万円」を非課税枠累積額と見なせば、かつての「マル優」等の非課税枠合計と近くはなる。ただ、1988 年までの「マル優」等は毎年のものではなく、一気に使えたし、年齢制限もなかった。仮に 4 人家族であれば、合計 3600 万円もの非課税を一気に享受できたこととなる(*NISA は 20 歳以上の居住者等)。ちなみに、マル優に株式投信が追加されたのは 1972 年 1 月で当時のマル優非課税枠は 150 万円だった。その 5 年 10 カ月後の 1977 年 10 月末に株式投信のマル優扱い残高は 1 兆円を超えている。NISA の今後の発展の為、「貯蓄から投資へ」の流れ促進の為、非課税枠は、少しでもかつての「マル優」等に近付くことが望まれる。

英国 ISA では今夏から年 5,000 英ポンド(約 260 万円)へ。

ここで、今年 7 月に税制改革の一環として、非課税投資枠が大きく引き上げられることが話題になった NISA 本家・英国 ISA(非課税の個人貯蓄制度)も見ておく。英国 ISA は 1999 年に導入されたが、その非課税投資枠は当初年 7,000 英ポンド(約 130 万円)だった。2009 年に年 7,000 英ポンドから年 10,200 英ポンドへ 45%引き上げられ(*50 歳未満は 2010 年から適用)、導入から 15 年後の今年 2014 年 7 月 1 日に年 11,520 英ポンド(約 200 万円)から年 15,000 英ポンド(約 260 万円)へ 3 割引き上げられる予定である(詳細は 2014 年 3 月 31 日付日本版 ISA の道その 50 を参照 (URL は後述[参考ホームページ])。日本の 200 万～300 万円程度の案は英国 ISA と歩調を合わせる感じだ。



以上、日本で盛り上がるNISA 非課税投資枠拡大だが、本家・英国 ISA の非課税投資枠が 255 万円になること、本家・英国 ISA の非課税期間は無制限であること(NISA は最長 5 年間)、本家・英国 ISA の投資可能期間は恒久化されていること(NISA は 2014 年～2023 年)、本家・英国 ISA の対象金融商品は株式や投資信託だけでなく預金や公社債も含むこと(NISA では預金や公社債は対象外)、そして、1988 年までの「マル優」等の非課税投資枠が全体で 900 万円に達していたこと、などから、NISA の年 200～300 万円程度への非課税枠拡大はぜひとも期待したいところである。

日英の少額投資非課税制度/個人貯蓄口座比較

2014年6月9日現在
国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

項目	 日本のNISA (日本版ISA) (少額投資非課税制度)	 英国のISA(アダルト/レギュラーISA) /Individual Savings Accounts (個人貯蓄口座)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等。	株式型…18歳以上の居住者等、預金型…16歳以上の居住者等 *18歳未満にはジュニアISAがあり、18歳になると自動的にこの(アダルト/レギュラー)ISAに。
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *預金は非対象だが2016年1月1日から公社債(投信)も対象となる可能性(金融庁要望)。	株式型…株式・投信・残存5年以上の債券(*2014年7月から撤廃)、預金型…預金・MMF等向こう5年間にわたりいつも元本の値下がり率が5%以下のもの。
非課税投資枠	毎年、新規投資額で100万円を上限 *累積非課税投資額上限500万円。	年間15000英ポンド(約260万円)を上限。 *2014年7月1日から適用で、2014年4月6日～2014年6月30日は11880英ポンドが上限で、預金型は5940英ポンド。7月1日以降、翌年4月5日までの期間に15000英ポンドとの差額分が配分比率の制約なく投資可。従来、株式型の半分までとされた預金型の上限が撤廃。累積非課税投資額上限無し。
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)。	恒久化 *当初は10年間(1999年～2009年)、2008年に恒久化。
非課税期間	投資した年から最長5年間。	無制限。
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。移管は同一の金融機関で開いたNISA口座からのみ可。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用(買い換え)可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされない、ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可。
口座開設数	一人一口座。毎年金融機関の変更可(2015年1月から)。	株式型と預金型に各一人一口座(株式型と預金型は別の金融機関で可)。 *翌年以降変更可。
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)。	1987年の個人持株制度(PEPs)と1991年の免税特別貯蓄口座(TESSAs)を前身に1999年(4月6日)から株式型と預金型と保険型で始まった。 *保険型は2005年に株式型へ統合。
加入者数	NISA口座数は、2014年3月末で650万件。うち証券会社が421万件、地域銀行120万件以上、大手行5グループ(証券会社を除く)約89万件、信用金庫約12万件(2014年6月6日付けニッキン)。	ISA(アダルト/レギュラーISA)は2011年4月5日時点で2436万口座とISA対象者の約半数が利用(株式型777万口座、預金型のみ1658万口座)。残高は2013年4月5日時点で、4428億英ポンド(約66兆2000億円)、うち株式型が2222億英ポンド(約33兆2000億円)、預金型が2206億英ポンド(約33兆円)。

(出所:日本の金融庁、日本証券業協会、英国歳入税関庁等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

【参考ホームページ】

2014年5月31日付け日本経済新聞朝刊「NISA非課税枠拡大、政府が検討 年200万円以上軸」…

「http://www.nikkei.com/article/DGKDASFS3004H_Q4A530C1MM8000/」、2014年6月2日付け日経QUICKニュース「『NISA拡大』構想、相場への影響を聞く」…「<http://www.nikkei.com>」、2014年3月31日付日本版ISAの道その50「英国で新しいISA(NISA)が始まる!日本のNISAのモデルとなる株式型ISAは、非課税枠3割増で残高3000億英ポンド(約50兆円)に近づく可能性も。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/140331.pdf>」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。
 ○本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 ○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 ○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 ○本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
 また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。